

燃料油移送ポンプを設置する区画の保護に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 S 編及び R 編

改正事項

燃料油移送ポンプを設置する区画の保護に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 4.5.1.1 規則においては、貨物ポンプ室等により貨物油タンクと機関区域を隔離するための要件が規定されている。本規定に関する IMO の統一解釈において、貨物ポンプ室の保護に関する要件である SOLAS 条約第 II-2 章第 4.5.10 規則は、貨物ポンプ、ストリップングポンプ、スロップ用ポンプ、COW 用ポンプ又はこれらと類似のポンプが設置されている区画に適用される旨規定されている。しかしながら、燃料油移送ポンプが上記の「これらと類似のポンプ」に該当するか否かについては明確に規定されていない。

IACS は、これまで燃料油移送ポンプが上記の「これらと類似のポンプ」に該当しない旨を IACS 統一解釈 SC188(Rev.1)に規定していたが、IMO での審議を踏まえ、燃料油移送ポンプであっても引火点が 60℃未満の燃料油の移送に供されるものについては「これらと類似のポンプ」に該当する旨を規定する IACS 統一解釈 SC188(Rev.2)を 2015 年 2 月に採択した。

さらに、IACS は、当該統一解釈に関し、貨物ポンプ等を設置する区画には、当該区画の場所に関わらず、貨物ポンプ室の保護に関する要件が適用される旨を明確にする IACS 統一解釈 SC188(Rev.3)を 2015 年 7 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC188(Rev.2)及び SC188(Rev.3)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 引火点が 60℃未満の燃料油の移送に供される燃料油移送ポンプを設置する区画には、貨物ポンプ室の保護に関する要件が適用される旨規定した。
- (2) 貨物ポンプ等を設置する区画には、当該区画の場所にかかわらず、貨物ポンプ室の保護に関する要件が適用される旨明確にした。